

## 静岡県エコファーマーマーク使用規程

### (目的)

第1条 この規程は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う導入計画を知事等に提出し認定を受けた者（以下、「エコファーマー」という。）が、別紙1記載の商標登録第4782968号「エコファーマーマーク」（以下、「マーク」という。）を使用するにあたり、その適正な使用のために必要な事項を定めるとともに、もって別紙1記載のマークの権利者である各府県が相互に協力することで適正な管理に努めることを目的とする。

### (使用の届出)

第2条 マークの使用を希望するエコファーマー（以下、届出者という）は、所轄の農林事務所長に使用（新規・変更）届出書（様式第1号）（以下、「届出書」という）を提出し、内容が適当な場合、農林事務所長は受理して届出者に通知するものとする。

- 2 届出者は農林事務所からの届出受理（通知）をもってマークを使用できるものとする。
- 3 第1項の届け出は、団体の構成員が全てエコファーマーである場合には、当該団体名で届け出ることができる。
- 4 届出者は、第1項の届出内容に変更が生じた場合には、変更した内容について遅滞なく、所轄の農林事務所長に届出書を提出するものとする。

### (使用の態様)

第3条 前条によりマークの使用を届け出た者は、マークをシール、包装容器・包装箱、ポスター、チラシ、ワッペン、名刺等に表示することができる。

- 2 マークのデザイン、縦・横の比率及び色は、別紙1のとおりとし、みだりに改変することはできない。ただし、包装容器等のデザイン上やむを得ない場合にはマークの色についてのみ、単色に変更することができる。
- 3 第1項のうち、シール、包装容器・包装箱、ポスター、チラシについては、導入計画に基づき生産された農産物にのみ使用することができる。
- 4 前項の場合、別に定める使用細則のように、マーク近傍に下記の表記をしなければならない。
  - (1) 本県が定めるフォントに基づく本県名
  - (2) 認定番号
  - (3) 「環境にやさしい農業を行っています」の文字
  - (4) 別紙2に定める「エコファーマーマークに関する説明文」（ただし、スペースの関係で記載する場合が難しい場合には、説明文を掲載したホームページのURLや問合せ先の電話番号を記載してもよい。）
- 5 その他の使用に係る事項は、別途使用の細則を定める。

(マークの使用期間)

第4条 マークの使用期間は、導入計画の認定を受けている期間の範囲内とする。

(マークの使用料)

第5条 マークの使用料は、無償とする。

(使用状況の報告)

第6条 第2条によりマークの使用を届け出た者は、毎年4月末までに前年度の対象品目  
毎のマーク使用状況報告書(様式第2号)を所轄の農林事務所長に提出するものとする。

(県の指導)

第7条 農林事務所長は、マークが適切に使用されるようマークの使用者に対して指導を  
行うものとする。

2 農林事務所長は、前項の指導のため、マークの使用者に対して必要な報告を求め、現  
地調査を行うことができる。

(使用の禁止)

第8条 農林事務所長は、マークの使用者に対して、次の事項に該当した場合には、マー  
クの使用を禁止させることができる。

- (1) 本規程に定める事項に違反し、不適切なマークの使用・表示が認められる場合
- (2) その他、マークの信頼性を損ねる行為が認められる場合

附則

本規程は、平成24年2月29日から施行する。

附則

本規程は、平成26年6月26日から施行する。

(別紙1)

【登録番号】 第4782968号

【登録日】 平成16年7月2日

【登録に係る商標】



【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

- 2 9 乳製品，食肉，卵，冷凍野菜，冷凍果実，加工野菜及び加工果実，油揚げ，凍り豆腐，こんにゃく，豆乳，豆腐，納豆，なめ物，豆
- 3 0 茶，みそ，穀物の加工品，米，脱穀済のえん麦，脱穀済の大麦，食用粉類
- 3 1 野菜，糖料作物，果実，あわ，きび，ごま，そば，とうもろこし，ひえ，麦，粳米，もろこし，種子類，木，草，芝，ドライフラワー，苗，苗木，花，牧草，盆栽
- 3 5 農業経営・その他の経営の診断又はこれらの経営に関する助言・指導，農業経営・その他の経営に関する情報の提供，農業関連商品の販売に関する情報の提供，農業経営の実態調査
- 4 1 農業の教授，農村文化の知識の教授，土壌改良技術の教授，農業体験行事（田植・稲刈り・野菜の植付け・収穫等）の企画・運営又は開催，農業・農作物の製造に関する資料の展示
- 4 2 土壌・土質その他の地質の調査，農業・畜産又は水産に関する試験・検査又は研究，農業・畜産又は水産の試験・検査又は研究に関する情報の提供
- 4 4 有害動物の防除（農業・園芸又は林業に関するものに限る。），害虫の駆除（農業・園芸又は林業に関するものに限る。），病虫害対策の指導・助言（農業・園芸又は林業に関するものに限る。）

(別紙2)

エコファーマーマークに関する説明文

エコファーマーとは、静岡県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入する計画を立て、知事等の認定を受けた農業者です。認定計画に基づいた農産物にエコファーマーマークを付しています。

(様式第1号)

エコファーマーマーク使用届出書 (新規・変更)

年 月 日

静岡県〇〇農林事務所長 様

住所

(団体名)

氏名 (代表者名)

印

エコファーマー認定番号

号

静岡県エコファーマーマーク使用規程に基づき、次のとおりマークの使用を申請します。

記

農作物名	
使用予定期間	
使用予定枚数	_____ 一袋(箱)あたり内容量( ) 枚
備考 (名刺、ワッペンを作成する場合はその旨を明記)	

(添付資料) 団体申請の場合

- ・団体の構成員の氏名・住所及び認定番号の一覧
- ・規約の写し

(様式第2号)

エコファーマーマーク使用状況報告書

年 月 日

静岡県〇〇農林事務所長 様

住所

(団体名)

氏名 (代表者名)

エコファーマー認定番号 号

年度のエコファーマーマーク使用状況について、下記のとおり報告します。

記

農作物名	
使用枚数	枚 一袋(箱)あたり内容量( )
備考 (名刺、ワッペンを作成した場合はその旨を明記)	

## 静岡県エコファーマーマーク使用細則

### 1 使用規程第3条について

(1) マークは、導入計画に基づき生産された農産物に対して使用でき、農産物加工食品には使用できない。ただし、精米は通常そのような形態で流通しているため、マークを使用することができる。また、荒茶及び仕上茶については、原料である茶葉のすべてが導入計画に基づき生産されたものに限りマークを使用できるものとする。

(2) マークは、スーパー等で販売するとき、PR のために使用することができるが、消費者等に、店舗にあるすべての農産物がエコファーマーにより栽培されている、農産物の品質が保証されている等の誤解を与えないよう十分に注意した使用とする。

(3) マークは、視認性を損なう大きさ、色や柄の上、煩雑な文章や要素の近くで使用することはできない。

(4) 第3条第4項の近傍とは、容易に見つけることができる場所であり、マークのすぐ横である必要はない。例えば、容器包装等の関係でやむを得ない場合は、包装箱の一面にマークを表示し、となりの面に説明をおくことなども可能である。

(5) 第3条第4項(2)の認定番号については、第2条第3項の規定により団体が申請した場合に限り、認定番号に代えて、団体名を記載することができるものとする。ただし、消費者が当該団体の内容を知るために、ホームページのURLや問合せ先の電話番号を記載しなければならない。

(6) 第3条第5項の使用の細則については、農山村共生課長が定める。

## 2 使用例



静岡県  
認定番号 1234

\*エコファーマーとは、静岡県持続性の高い農業生産方式導入指針に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入する計画を立て、知事等の認定を受けた農業者です。認定計画に基づいた農産物にエコファーマーマークを付しています。

### ◎団体名を使用する場合



静岡県  
△△部会  
URL : [WWW.abcd.html](http://WWW.abcd.html)



静岡県  
□□グループ  
TEL 012-345-678□



静岡県  
●●●営農組合  
URL : [WWW.efgh.html](http://WWW.efgh.html)



### 3 使用禁止例



縦横比を変更しない



規定外の色を使用しない  
(デザインの関係等でやむを得ない場合は単色のみ可)



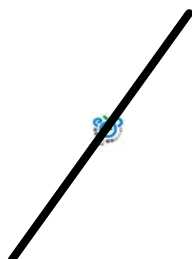
書体を変更しない



イラストだけで表示しない



視認性を損なう画像や塗りの上で使用しない



識別出来ないほど小さく使用しない



周辺に煩雑な文章等を表示しない  
(説明及び必要認定番号等を除く)



周辺に煩雑な図形等を表示しない  
(説明及び必要認定番号等を除く)

### 4 表示色規程

#### (1) カラーの場合

	プロセスカラー(4)	特色
<b>BLUE</b>	C100 M30	DIC 181
<b>GREEN</b>	C90 Y100	DIC 2558
<b>BLACK</b>	K100	DIC 2368



#### (2) 単色の場合

包装容器等の色調を考慮し、マークを判別しやすい色とする。

